

平成 28 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

労働法

問 1 以下の [事例] を読んで、本件措置①と本件措置②について、どのような法律問題があるかを指摘した上で、法律条文や判例等を踏まえて適切に論じなさい。

[事例]

看護師 X (33 歳女性) は、Y 病院の外科病棟で主任として、同病棟の看護師 15 名を統括する立場にあった。平成 25 年 12 月 1 日、X は妊娠を理由とする勤務軽減の申出を行ったところ、Y 病院は、同月 15 日付けで、X を内科病棟勤務に異動した。内科病棟には、X よりもキャリアのある主任の看護師 A がいたが、人事担当者のミスで、同日付の辞令では、勤務場所の変更のみが記され、形式上、X は主任職のままであった。Y 病院は、平成 26 年 1 月 15 日になって、主任職に 2 人も不要であるとして、同月 31 日付で X の主任職を解く旨を X に対して言い渡した。主任には主任手当として毎月 1 万円が支給されていたことから、X は主任職を解かれるについて強く抗議したものの、一方で、1 月になってからの降格は、X 自身が職務上で何らかのミスをしたかのような印象を他の看護師に与えることを懸念し、内科病棟への異動の日付（平成 25 年 12 月 15 日付け）に遡って発令するよう要請するとともに、主任職を解かれること（本件降格）について渋々了承したため、Y 病院は、平成 26 年 1 月 20 日に、X を平成 25 年 12 月 15 日付で本件降格を行う旨発令した（本件措置①）。その後、X は平成 26 年 5 月 1 日から産前産後休業を、引き続き平成 27 年 6 月 30 日まで育児休業を取得した。同年 7 月 1 日から X は神経内科病棟の看護師として復職することとなったが、同病棟には、X よりもキャリアが 3 年短い看護師 B が主任の地位にあり、X は、主任での復職を望んだが、主任を任せられることはなかった（本件措置②）。そこで、X はこれに強く抗議した。

(50 点)

問 2 労働組合法（労組法）上の「労働組合」に関して、どのような要素・要件によって定義されるかについて論じなさい。また、同法に規定する救済を受けるなどするためには、どのような要件を満たさなければならないか。同法の具体的な条文およびその解釈を踏まえて論じなさい。その際、法的争点として問題となるような具体例を示しつつ、わかりやすく論じること。

(50 点)